

国交第34号
令和7年5月29日

岐阜県

外国人活躍・共生社会推進課長
国際交流課長
医療整備課長
教育総務課長
各県事務所長
各教育事務所長

} 様

(公財) 岐阜県国際交流センター事務局長

「岐阜県在住外国人相談センター」相談事業の実施について

日頃より、当センターの事業について、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、岐阜県内に暮らす在住外国人は増加傾向が続いており、外国人材の今後一層の活躍が期待されるとともに、外国人との共生社会の実現が求められております。

つきましては、当センター内岐阜県在住外国人相談センターにおいて、下記のとおり在住外国人向けの各種相談事業を実施しますので、在住外国人及び関係者への周知等ご協力をお願いいたします。

記

- ・「行政書士による相談会」
- ・「名古屋出入国在留管理局職員による相談会」
- ・「外国人県民向け無料法律相談」
- ・「こころの相談」

※添付のチラシをご参照ください。

所 属	(公財)岐阜県国際交流センター
担 当	山田、笠井、塚本、マニ、久保田
TEL	058-214-7700
メール	gic@gic.or.jp